

食安輸発第0217006号  
平成21年 2月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### チリ産豚肉の取扱いについて

標記については、チリ政府の対応を踏まえて、平成20年12月25日付け食安輸発第1225002号により通知しているところです。

今般、チリ政府による調査の結果、現在輸入手続きを保留している貨物のうち、これまでにモニタリング検査による検証がなされた貨物以外で、新たに別添1に示す証明書(28件)の貨物については、問題となった添加剤を含む飼料が供給されておらず、ダイオキシン汚染のおそれがない旨の報告がありました。

については、チリ政府の報告を検証する目的で、下記によりダイオキシン類に係るモニタリング検査を実施することとします。

また、今後、チリより輸出される貨物であって、ダイオキシン汚染飼料が供給されていた農場由来の豚肉を含まないとして、別添3に示すチリ政府が発行する証明書が添付されている貨物については、輸入を認めて差し支えないこととします。

なお、別添3の証明書の添付がない貨物については、引き続き輸入手続きを保留するようお願いします。

### 記

#### 1. 検査対象

チリ産豚肉(別添2に示す証明書(3件)の貨物)

#### 2. 検査項目及び検査方法

平成20年8月8日付け食安輸発第0808003号によること

#### 3. その他

- (1) 検査該当貨物については、別添1に示す貨物に含まれる農場全てが対象となるよう選択していることから、検体採取前に、輸入者による農場毎の貨物の選別結果について企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで報告すること。
- (2) 検体採取に当たっては、輸入者等と事前に十分調整を図ること。
- (3) 別添1に示す貨物の取扱いについては、本モニタリング検査の結果を踏まえ、別途通知する。